

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	職員以外への報酬等の支払いに係る源泉徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>本巢市は、職員以外への報酬等の支払いに係る源泉徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	なし

評価実施機関名
本巢市長

公表日
令和8年3月27日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	職員以外への報酬等の支払いに係る源泉徴収に関する事務
②事務の概要	本事務は、市が委員や講師等に給与等を支払う際に源泉徴収し、税務署に納付した所得税について、翌年1月に源泉徴収票や支払調書を税務署または受給者に提出または交付し、給与支払報告書を関係市区町村に提出するものです。個人番号を含む電子データを税務署に送付します。
③システムの名称	総合行政情報システム
2. 特定個人情報ファイル名	
財務会計システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第4項 別表57の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	会計課
②所属長の役職名	会計管理者
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	本巢市 会計課 〒501-0491 本巢市早野255番地 058-323-8106
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	本巢市 会計課 〒501-0491 本巢市早野255番地 058-323-8106
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへの入力作業者と別の者または複数人で確認を行い、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分である。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本巢市情報セキュリティポリシーに則り、安全管理措置等を講じている。また、万一特定個人情報ファイルの滅失・毀損リスクへの対策としてバックアップを保管している。以上のことから、対策は十分であると考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月11日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和3年8月11日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和3年8月11日	Ⅳ-8 監査	-	自己点検	事後	
令和5年7月24日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	
令和5年7月24日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	
令和6年8月9日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用訂正請求	本巢市 会計課 〒501-1292 本巢市文殊324番地 0581-34-5026	本巢市 会計課 〒501-0491 本巢市早野255番地 058-323-8106	事後	
令和6年8月9日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	本巢市 会計課 〒501-1292 本巢市文殊324番地 0581-34-5026	本巢市 会計課 〒501-0491 本巢市早野255番地 058-323-8106	事後	
令和6年8月9日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	令和6年2月1日 時点	事後	
令和6年8月9日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	令和6年2月1日 時点	事後	
令和7年3月27日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第3項 別表第一の38の項	番号法第9条第4項 別表57の項	事後	
令和7年3月27日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	
令和7年3月27日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	
令和8年3月27日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	令和8年2月1日 時点	事後	
令和8年3月27日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	令和8年2月1日 時点	事後	